

副本

平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸外235名

被告 日本原子力発電株式会社

準備書面(11)

水戸地方裁判所民事第2部 御中

平成31年4月 11日

被告訴訟代理人

弁護士 溝呂木 商太郎



弁護士 山内 喜明



弁護士 谷 健太郎



弁護士 浅井 弘



弁護士 井上 韶太



目 次

はじめに.....	1
第1 原告ら準備書面（69）の認否.....	1
1 「第1 はじめに」について.....	1
2 「第2 『第5層』としての住民避難計画の策定と、その実効性の重要性について」について.....	1
(1) 「1 『シビアアクシデント対策』（『第4層』）とは別に、『第5層』としての住民避難計画の策定が必要であること」について.....	1
(2) 「2 旧基準で求められていた『立地審査指針』に基づく『人口密集地帯からの離隔』要件が外されたことで、住民避難計画が一層重要なものとなっていること」について.....	1
3 「第3 国としての原子力災害対策の仕組み」について.....	3
(1) 「1」について.....	3
(2) 「2」について.....	3
(3) 「3」について.....	3
(4) 「4」について.....	3
4 「第4 原子力災害での地域防災計画（原子力災害対策）は広域避難となるを得ず、自然災害との複合化などで実効性を持たせることは極めて困難であること」について.....	4
(1) 「1 『茨城県地域防災計画（原子力災害対策編）』における『茨城県広域避難計画』の内容」について.....	4
(2) 「2 同計画の問題点」について	5
ア 「(1)」について.....	5
イ 「(2)」について.....	5
ウ 「(3)」について.....	5

5 「第5 P A Z圏内の東海村の避難計画の問題点」について.....	5
6 「第6 U P Z圏内の水戸市等周辺市町の避難計画の問題点」について... .	6
7 「第7 U P Zの30KM圏外自治体での広域避難受け入れと、その地域 住民自身の住民避難の問題点について」について.....	6
8 「第8 東海第二原発での重大事故発生の際のシミュレーション」につい て.....	6
(1) 「1 福島第一原発事故と同程度の事故における被害見通し」について	6
(2) 「2 福島第一原発事故を上回る重大事故発生の被害見通し」ないし 「4 原発災害と原爆被害の同一性」について	7
9 「第9 避難が必要となることによる社会・産業の損失の見通し、日本全 体への影響について」	7
10 「第10 まとめ」について.....	7
第2 原告らの主張に対する反論.....	8
1 避難計画と人格権に基づく差止請求との関係について.....	8
2 その他原告らの主張の誤り等.....	11
(1) 我が国における原子力災害対策の法制について.....	11
(2) 被告の原子力災害対策の取組みについて.....	15

略語表

原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日法律第166号) ※原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号) による改正の前後で区別する場合、「改正前原子炉等規制法」、「改正原子炉等規制法」という。
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)
立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて(昭和39年5月27日原子力委員会決定)
本件発電所	日本原子力発電株式会社東海第二発電所
東北地方太平洋沖地震	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震
福島第一原子力発電所事故	平成23年3月に東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故
IAEA	International Atomic Energy Agency(国際原子力機関)
格納容器	原子炉格納容器

P A Z	Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域)
U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone (緊急時防護措置を準備する区域)
O I L	Operational Intervention Level (空間放射線量率等に基づく運用上の介入レベル)

はじめに

原告らは、平成3.1年2月14日付原告ら準備書面（69）において、本件発電所において被告の講じる各般の入念な安全確保対策を具体的に論ずることもなく、放射性物質が環境に異常に放出されるという事態を当然の前提とした上で、避難計画等の課題等を挙げ、現時点において本件発電所に関し十分な避難計画が策定されていないとして原告らの人格権が侵害されると主張する。

本準備書面では、原告ら準備書面（69）の認否を行った後に（後記第1），本件発電所の安全性の確保に向けた被告の対応はもとより、被告や関係機関において今後とも不断に行われていく避難計画に関する対応をも具体的に踏まえることもなく、避難計画と原告らの人格権侵害とを直接結びつける原告らの主張は前提を欠き、およそ理由がないことを述べた上で、念のため、その他の我が国の原子力災害対策法制等に係る原告らの主張の誤り等を述べる（後記第2）。

第1 原告ら準備書面（69）の認否

1 「第1 はじめに」について

争う。

2 「第2 『第5層』としての住民避難計画の策定と、その実効性の重要性について」について

(1) 「1 『シビアアクシデント対策』（『第4層』）とは別に、『第5層』としての住民避難計画の策定が必要であること」について
概ね認めるが、本件訴訟における避難計画と原告らの人格権に基づく差止め請求との関係については、後記第2の1において述べるとおりである。

(2) 「2 旧基準で求められていた『立地審査指針』に基づく『人口密集地帯からの離隔』要件が外されたことで、住民避難計画が一層重要なものと

なっていること」について

①立地審査指針に、原告ら準備書面（69）2頁22行目～3頁3行目にある内容が定められていること、②新たな規制基準の下で、深層防護の第4層に相当する重大事故等対策が法的な要求事項とされたこと、③現在の原子力災害対策特別措置法等から成る我が国の法制度の下で、深層防護の第5層に関する措置が講じられることは認め、その余は否認ないし争う。

立地審査指針の定める原則的立地条件（1）は、原子炉施設の安全性に関して自然事象や外部人為事象といった外部事象の影響について定めたものであり、大きな事故の誘因となる外部事象がなく、また、災害を拡大するような外部事象も少ない地点を選ぶことを要求するものであるところ、設置許可基準規則は、地盤（同規則3条）、地震（同規則4条）、津波（同規則5条）及びその他火山や竜巻等の外部事象（同規則6条）などによる損傷防止の観点から、個別具体的に要求事項を定め、原則的立地条件（1）を実質的に規制基準として採用している。また、原則的立地条件（2）は、原子炉施設で発生し得る大きな事故が敷地周辺の公衆に放射線による急性障害等の放射線による確定的影响を与えないための要求であり、原子炉施設の公衆からの一定の離隔を要求するものであるところ、設置許可基準規則は、新たに重大事故等対策に係る規定を定め（同規則37条以下）、炉心の著しい損傷や格納容器破損に至りかねない事象を具体的に想定した上で重大事故等対策自体の有効性を評価することを求めており、設置許可基準規則においてより強化されている。そして、原則的立地条件（3）については、原子炉施設周辺の社会環境の影響が小さい場所を選ぶためのもので、必要に応じ防災活動を講じ得る環境にあることも意図したものであるところ、現行の法体系の下では、原子力災害対策特別措置法の制定がなされ、原子力災害対策指針において防護措置の判断基準を具体的に規定するなどして、原子力災害対策の充実と強化が行われている。このように、現行の法体系の下でも、立地審査

指針における要求事項を十分に果たすものとなっている。(被告準備書面(1
0) 239~241頁)

3 「第3 国としての原子力災害対策の仕組み」について

(1) 「1」について

概ね認める。

(2) 「2」について

①原子力事業者には、原子力災害対策特別措置法9条1項に基づき、その原子力事業所ごとに原子力防災管理者の選任義務があり、原子力防災管理者には、同法10条1項所定の通報義務があること、②避難計画を含む地域防災計画（原子力災害対策編）を策定すべき地域については、原子力災害対策指針において、原子力災害対策重点区域を目安として、その自然的、社会的周辺状況等を勘案して定めることとされ、同区域の範囲は、発電用原子炉施設から概ね半径5kmを目安とする区域（P A Z）及び概ね30kmを目安とする区域（U P Z）から成るとされていることは認め、その余は否認ないし争う。

(3) 「3」について

争う。

(4) 「4」について

①原子力安全委員会の策定した「原子力施設等の防災対策について」において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）について、原子力発電所から半径約8~10kmが目安の距離として示されていたこと、②原子力規制委員会の策定した原子力災害対策指針において、原子力災害対策

重点区域の範囲の目安として、PAZ及びUPZの区域の考え方が示されていること、③平成27年4月22日改正前の原子力災害対策指針において、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域」（PPA）の考え方が示されていたことは認め、その余は否認ないし争う。

原子力災害対策指針は、平成27年4月の改正を機として従前のPPAの概念を廃止し、現在では、放射性物質の拡散対応等を踏まえた上で、原子力発電所の状況（緊急事態区分）と施設からの距離（原子力災害対策重点区域）に応じた防護措置やその実施方法等を示しており、放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、UPZ外では事態の進展等に応じて必要があれば、屋内退避を実施し、緊急時モニタリングにより空間放射線量等を確認した上で、空間放射線量率等に基づく運用上のレベル（OIL）に応じた所要の防護措置を実施することとしている。

4 「第4 原子力災害での地域防災計画（原子力災害対策）は広域避難とならざるを得ず、自然災害との複合化などで実効性を持たせることは極めて困難であること」について

（1）「1 『茨城県地域防災計画（原子力災害対策編）』における『茨城県広域避難計画』の内容」について

原告らの挙げる平成27年3月に茨城県の策定した「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」（丙G第37号証。以下「茨城県広域避難計画」という。）に、原告ら準備書面（69）6頁3～13行目と概ね同趣旨の内容が記述されていることは認める。

なお、茨城県は、平成27年の国勢調査結果を踏まえるなどして、上記の広域避難計画を平成31年3月に改定している。

(2) 「2 同計画の問題点」について

ア 「(1)」について

争う。

イ 「(2)」について

否認ないし争う。

茨城県広域避難計画の「第6 安定ヨウ素剤の配布・服用及びスクリーニングの実施」において、安定ヨウ素剤の配布及びスクリーニングの実施について記述がなされている。

ウ 「(3)」について

①人道援助を行うNGO等による国際的なプロジェクトである「スフィア・プロジェクト」にて「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」を取り纏めた「スフィア・ハンドブック」が存在すること、②避難計画を含む地域防災計画（原子力災害対策編）を策定することとされている茨城県内の地方公共団体が茨城県内外の地方公共団体との間で締結した避難に関する協定からして、茨城県内における約96万人の避難を行う住民の避難先について、茨城県内が約40万人、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県及び福島県が約56万人となることは認め、その余は否認ないし争う。

5 「第5 PAZ圏内の東海村の避難計画の問題点」について

①東海村の全域は、本件発電所から半径5km圏内に位置し、原子力災害対策指針にいうPAZの区域に属していること、②東海村、取手市、守谷市及びつくばみらい市の3市1村は、東海村の住民について、取手市、守谷市及びつくばみらい市を避難先とする広域避難に関する協定を締結していることは認

め、その余は否認ないし争う。

6 「第6 U P Z圏内の水戸市等周辺市町の避難計画の問題点」について

水戸市であれば、避難先の地方公共団体との間で締結している広域避難に関する協定において、避難所の開設等受入業務については、水戸市の要請を踏まえて、避難先において行うなどとしていることは認め、その余は争う。

7 「第7 U P Zの30km圏外自治体での広域避難受け入れと、その地域住民自身の住民避難との問題点について」について

①平成30年12月25日に、水戸市は、埼玉県内の11市町のそれぞれと広域避難に関する協定を締結したこと、②同日までに本件発電所から30km圏内の14市町村（東海村、日立市、常陸太田市、那珂市、ひたちなか市、水戸市、高萩市、常陸大宮市、城里町、笠間市、茨城町、大洗町、鉾田市、大子町）のうち、茨城県広域避難計画においてその避難先を同町内とされている大子町を除く13市町村が避難先の地方公共団体との間で広域避難に関する協定の締結に至ったこと、③現時点で、上記14市町村のうち笠間市、常陸太田市、常陸大宮市の3市が避難計画を作成したことは認め、その余は否認ないし争う。

8 「第8 東海第二原発での重大事故発生の際のシミュレーション」について

- (1) 「1 福島第一原発事故と同程度の事故における被害見通し」について
本件発電所においては、①東北地方太平洋沖地震の発生時において、原子炉停止系によって自動的に原子炉が停止したこと、②同地震発生後外部電源が喪失したこと、③非常用発電機が自動起動しその稼働で原子炉等の冷却がなされたこと、④津波の到達により北側海水ポンプ室に海水が流入し海水ポン

ンプモータ1台が水没したことは認め、その余は否認ないし争う。

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う津波の到達により3台ある非常用ディーゼル発電機のうち1台(2C)を手動停止したものの残り2台の非常用ディーゼル発電機の稼働により、原子炉等の冷却に必要な機器への電源は十分確保されており、原子炉も安定した状態を維持できていたのであり、「停止に向けた操作は電源が足りない中での綱渡り状態」であったということはない。

(2) 「2 福島第一原発事故を上回る重大事故発生の被害見通し」ないし「4 原発災害と原爆被害の同一性」について
争う。

9 「第9 避難が必要となることによる社会・産業の損失の見通し、日本全体への影響について」

①セシウム137の半減期が約30年で、10分の1に減少するには約100年を要すること、②福島第一原子力発電所事故により、多くの避難者が生じ、産業に多大な影響が生じたことは認め、その余は争う。

10 「第10 まとめ」について

否認ないし争う。

原告らは、山口道夫原子力規制庁安全管理調査官や原子力規制委員会の前委員長の田中俊一氏の発言を挙げ、新規制基準の適合性審査等の結果では本件発電所の安全性が何ら確認されていないかのように述べるが、それぞれの発言の正確な内容は以下のとおりである。

山口道夫原子力規制庁安全管理調査官は、本件発電所の新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会にて、「こういった新規制基準への適合性を今回

確認をしたものでございますけれども、…これを満たしたからといって、絶対的な安全性が確保できるわけではないものというふうに考えてございます。原子力の安全に対しましては、どこかで終わりというものがあるものではなくて、常に見直して、より高いレベルを目指していくべきものだというふうに考えてございます」と発言している（平成31年1月13日東海第二発電所の新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会議事録）。また、原子力規制委員会の前委員長の田中俊一氏は、「安全審査ではなくて、基準の適合性を審査したということです。ですから、これも再三お答えしていますけれども、基準の適合性は見ていますけれども、安全だということは私は申し上げませんということをいつも、国会でも何でも、何回も答えてきたところです」（甲A第10号証4頁）と述べるとともに、「これまで申し上げましたけれども、新しい規制基準というのは相当厳しい、今までよりはハードルが高くなっていますので、それに対して事業者が非常に戸惑いつつ、いろいろな申請をしてきたことがあります。どうしてこういう規制を要求をしているかということについて、非常に長い時間かけて議論をして、それをきっちり納得ずくの上で今回のような審査書案がまとまったことについては、一定程度、私は安全性も高まったと思いますし、評価していいと思います。ただし、これがゴールではないということは再三申し上げているとおりですので、ますます努力していく必要があるかと思います」と発言している（平成26年7月16日原子力規制委員会定例記者会見録3頁。なお、甲A第10号証は、同会見録を抜粋したものである。）。

第2 原告らの主張に対する反論

1 避難計画と人格権に基づく差止請求との関係について

原告らは、国際原子力機関（IAEA）の安全基準の一つである「原子力発電所の安全：設計」（SSR-2/1）における深層防護の第1層から第5層までの考え方を挙げたうえで、第4層のシビアアクシデント対策が破られ放射

性物質の外部への放出という事態になった場合、第5層に関する避難計画が必要になるが、避難計画等の課題等を挙げ、現時点において本件発電所に関し十分な避難計画が策定されていないとして、原告らの人格権が侵害されるかのように主張する（原告ら準備書面（69）1～2、5～10、14～15頁）。

しかしながら、被告準備書面（10）により具体的に明らかにしたとおり、被告は、本件発電所について、放射性物質の有する危険を顕在化させないよう、自然条件に十分に配慮した上で、多重の障壁により放射性物質を閉じ込め、通常運転時における放出を極力低く抑えるとともに、放射性物質が環境に異常に放出されることを未然に防止するための事故防止対策を講じるなどしたうえで、その設計・建設以降も、維持管理を継続的に実施しながら、自然条件に係る最新の知見を踏まえるなど必要な対応を行ってきてている。このような対応のもとで確保される本件発電所の安全性に照らし、原告らの人格権侵害を生ずるような放射性物質の異常放出が生じる具体的危険性はおよそ考えがたい。原告らの主張は、これらの被告の各般の対応を具体的に論ずることもなく、放射性物質が環境に異常に放出されるという事態を当然の前提とした上で、避難計画の有無やその内容によってのみ人格権侵害の具体的危険性の有無を判断するよう求めるものであって、およそ不合理なものである¹。

加えて、原告らの主張では、現時点における本件発電所における避難計画の策定の状況を挙げるが、同発電所を含む原子力発電所における避難計画については、避難計画の策定はもとより、その策定後の防災訓練の実施による実効性

¹ 名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決は、「人格権に基づく原子力発電所の運転差止めの当否を考えるに当たって、緊急時の避難計画が作成されていなかったり、あるいはその内容に瑕疵があったとしても、そのことによって直ちに原子力発電所の危険性が肯定されるとか、運転の差止めという結論が導かれるものではなく、そもそも当該原子力発電所について人格権の侵害を招くような重大事故等を起こす具体的危険性があるか否かが検討されるべきであり、その危険性が肯定される場合に運転の差止請求が認められるというべきである」と判示し、大分地裁平成30年9月28日決定は、「避難計画の有無やその内容を検討するまでもなく、本件原子炉の運転により、債権者らの生命、身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険が存在するとは認められない」と判示する。

の検証等の対応を重ねて、原子力事業者や関係機関において不斷に改善・強化がなされていくものである。

本件発電所における状況に沿って述べれば、同発電所から30km圏内に位置する各地方公共団体において、未だ避難計画の作成が完了していない地方公共団体では、その策定を求める現行の原子力災害対策特別措置法等から成る原子力災害対策に関する我が国の法体系のもとで、現在も避難計画の作成に向けた検討が進められている最中であり、既に広域避難計画を作成した茨城県や同計画を踏まえて避難計画を既に作成した一部の地方公共団体でも、今後の検討課題等を踏まえて避難計画の実効性を高める検討がなされている。このような、茨城県及び本件発電所から30km圏内に位置する各地方公共団体の内部で行う検討に加え、東海第二地域原子力防災協議会の作業部会²においては、避難計画等の具体化・充実化等の議論が進められ、それぞれの関係機関の調整等も行われている。

原告らが課題であるなどとして列挙する事項を見ても、具体的に検討が進められているものも少なくない。例えば、東海第二地域原子力防災協議会の作業部会において、在宅の要配慮者の把握とその支援者の確保や安定ヨウ素剤の緊急時配布などに関し検討を進めていくこととされるなど、今後も引き続き、避難計画を含む地域防災計画（原子力災害対策編）の具体化・充実化が図られていく。また、茨城県広域避難計画では、県外の避難先の確保、スクリーニング体制、安定ヨウ素剤の配布体制、複合災害の対応といった事項については、今後の課題として、広域避難計画の実効性を高めるため、引き続き検討を進め、その結果を計画に順次反映させていくこととしている（丙G第37号証29）。

² 県域を越えた住民避難等の地方公共団体のみでは解決が困難な広域的な課題に対して、地域ごとに課題解決のためのワーキングチームを設置し、関係省庁と共に避難計画を含む地域防災計画（原子力災害対策編）の充実化を支援することから、原子力防災会議の下に、原子力発電所の所在する地域毎に地域原子力防災協議会が設置されることとされており、本件発電所に関しても、東海第二地域原子力防災協議会が設置されている。

頁）。そして、避難した住民を受け入れる地方公共団体との関係についても、平成30年12月25日までに広域避難に関する協定の締結が完了し、避難の受入先が確保されており、今後は、避難受入の具体的な体制整備等が図られていく。

これらのことから、本件発電所の安全性の確保に向けた被告の各般の対応を具体的に論ずることなく放射性物質が環境に異常に放出されるという事態を当然の前提とした上で、現時点における避難計画の策定等の状況を挙げて、原告らの人格権侵害が侵害されるかのように述べる原告らの主張には理由はない。

2 その他原告らの主張の誤り等

上記1のとおり、そもそも原告らの主張には理由がないが、以下では、念のため、その他の我が国における原子力災害対策の法制等に係る原告らの主張の誤り等を述べておく。

(1) 我が国における原子力災害対策の法制について

原告らは、原子力規制委員会や内閣府に設置されている原子力防災会議等については、極めて象徴的な存在でしかなく実質的な原子力災害対策については、地域の自治任せとされることとなっている、原子力事業者については、原子力規制委員会の定める規制基準に合致するよう、設備と運用にのみ責任をもてばよいものとされ、住民の避難計画などについては一切の責任を持たないでよいとされているなどとして、原子力災害対策が専ら地方公共団体の負担ないし責務に基づくものであるかのように述べ、我が国の原子力災害対策法制が不十分であると主張する（原告ら準備書面（69）4～5、同14～15頁）。

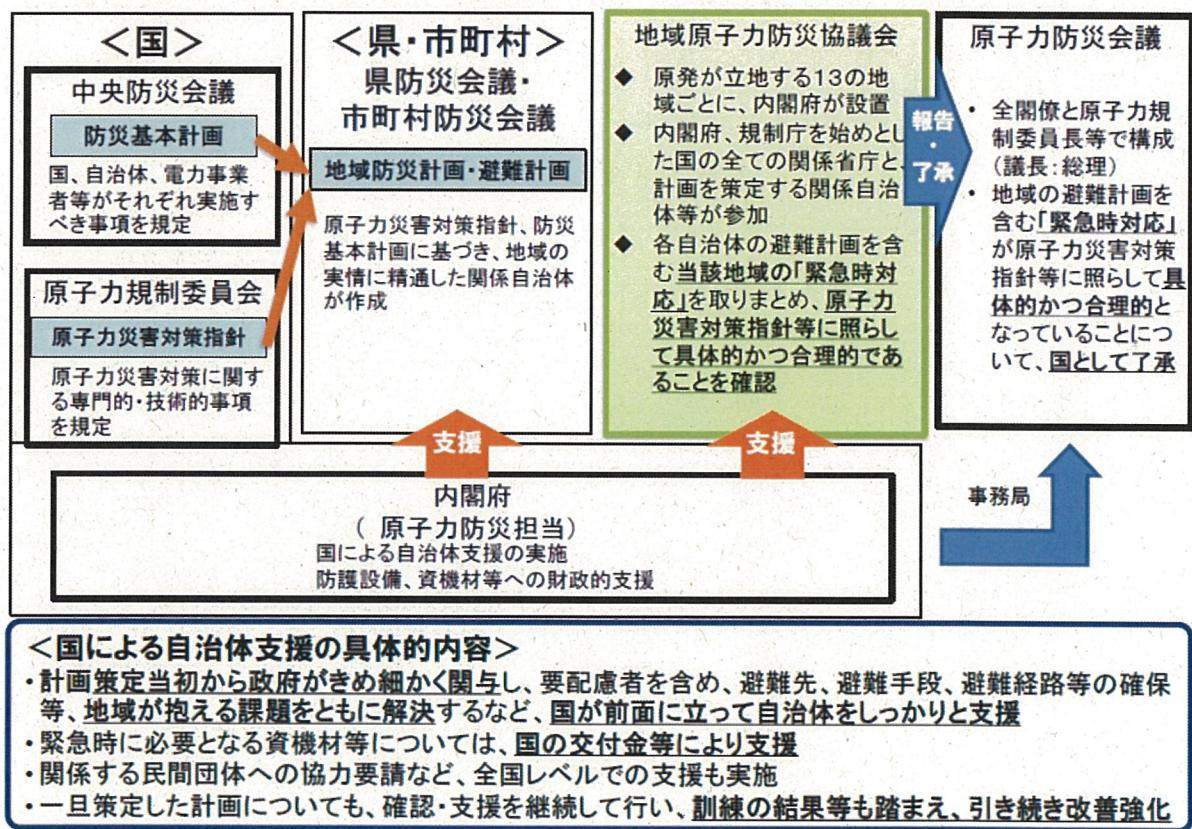
しかしながら、以下に述べるとおり、我が国の原子力災害対策は、災害対

策基本法、原子力災害対策特別措置法等に従い、国、地方公共団体、原子力事業者等が連携して、それぞれが、その責務を有し、万が一、放射性物質を環境へ大量に放出するような事態が発生した場合にも備えて、適切に原子力災害対策を講じることとされており、原告らの主張は理由がない。

国は、防災に関して万全の措置を講じる責務を有し（災害対策基本法3条1項），原子力災害についても、原子力災害対策特別措置法及び関係法令に基づき、緊急事態応急対策等の実施のために必要な措置を講じることなどにより、上記責務を遂行しなければならないとされている（原子力災害対策特別措置法4条）。そして、国は、地方公共団体において、原子力災害対策として行われる避難計画を含む地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し、必要な見直しを行うに当たり、各般のきめ細やかな関与や支援を行っている。

以下の【図1】を用いつつ主な内容を述べれば、①内閣府に設置された中央防災会議は、地震災害や津波災害等とともに、原子力災害についても、防災基本計画を作成する（大規模地震対策特別措置法5条等、原子力災害対策特別措置法28条、災害対策基本法34条）。内閣府に設置された原子力防災会議等は、地方公共団体が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成するに当たって参考となる計画作成マニュアルの提供等の支援も行っている。原子力規制委員会は、原子力事業者、国及び地方公共団体による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、防護措置を短期間で効率的に行うための原子力災害対策重点区域（P.A.Z, U.P.Z）の範囲の目安及び緊急事態区分等の専門的技術的事項を内容とする原子力災害対策指針を定めることとされている（原子力災害対策特別措置法6条の2）。②また、原子力防災会議は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成支援や地方公共団体との調整の推進等、原子力防災に関する総合調整を行うものとされているところ、県域を越えた住民避難等の地方公共団体のみでは解決が困難な広域的な課題に対して、地域ごとに課題解決のためのワーキングチームを設置し、関係省庁と

共に避難計画を含む地域防災計画（原子力災害対策編）の充実化を支援することを決定しており、原子力防災会議の下に、原子力発電所の所在する地域毎に地域原子力防災協議会を設置し、同協議会（同協議会の下に設置されている作業部会を含む）を通じ、要配慮者対策、避難先や移動先の確保、国の実働組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を進め、地域防災計画（原子力災害対策編）の具体化・充実化の支援を積極的に行っている。更に、これに伴い、内閣府は、地域の防災拠点となる施設や緊急時に必要となる資機材の整備等について、地方公共団体に対し、交付金等での財政的支援も実施している。



【図1】国による避難計画等の具体化・充実化支援等の全体図
(丙Bア第25号証80頁)

原子力事業者は、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講じるとと

もに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し誠意をもって必要な措置を講じる責務を有する（原子力災害対策特別措置法3条）。①そして、原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために、緊急事態区分に応じた関係機関への通報並びに原子力防災要員の配置及び原子力防災資機材の備付け等について定めた原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しなければならないとされている（同法7条1項）。また、原子力事業者は、地域防災計画（原子力災害対策編）との整合を図るため、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に当たっては、あらかじめ地方公共団体の長に協議しなければならないとされている（同条2項）。更に、原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正したときは速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出なければならないとされている（同条3項）。そして、同条1項に定める義務を実効化するため、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子力事業者が同項の規定に違反していると認めるとき、又は、原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認めるときは、原子力事業者に対し、同計画の作成又は修正を命ずることができ（同条4項），仮に、原子力事業者である発電用原子炉設置者がこれに違反した場合、原子力規制委員会は、発電用原子炉の設置許可を取り消し、又は1年内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができるとされている（原子炉等規制法43条の3の20第2項22号）。②また、原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成等するだけにとどまらず、地域原子力防災会議の作業部会にオブザーバー又は説明者として出席するなどして地方公共団体における避難計画を含む地域防災計画（原子力災害対策編）の作成状況や課題等を共有し、原子力事業者における協力、支援等の検討を

進めることなどを通じ、地方公共団体における地域防災計画（原子力災害対策編）の作成等に関し支援等の準備を行っている。

以上のことより、我が国の原子力災害対策は、国、地方公共団体、原子力事業者等が連携して、それぞれが、その責務を有し、適切に原子力災害対策を講じることとされ、専ら地方公共団体の責務ないし負担のもと進められるものではない。

（2）被告の原子力災害対策の取組みについて

原告らは、原子力災害発生時に、本件発電所に勤務する職員等の誰が原子力災害対策に従事するかなどの調整が行われていない、本件発電所の周辺地域以外からの応援体制に係る検討もなされていないなどとして、被告が原子力災害対策の検討を何ら行っていないかのように主張する（原告ら準備書面（69）8～9頁）。

しかしながら、被告は、地方公共団体の地域防災計画（原子力災害対策編）と整合の採れた原子力事業者防災業務計画を作成し、同計画に基づき原子力防災に係る体制等を整備するとともに、教育や訓練等を通じてその実効性を高め、また、他の原子力事業者との間で、原子力災害の発生事業者に対して、協力要員の派遣、資機材の貸与等、必要な協力を円滑に実施することなどを目的として「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」を締結するなどの原子力災害対策に係る検討を行っており、今後ともその充実を行っていく考えであり、被告が原子力災害対策の検討を何ら行っていないかのように述べる原告らの主張は前提を欠くものである。

具体的には、原子力事業者防災業務計画に基づき、次のような取組みを予定している。

- ① 国の現地本部となるオフサイトセンターにおける業務に関し、オフサイトセンターの拠点に要員を派遣するとともに、設営準備助成、本件発

電所との情報交換、報道機関への情報提供、緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整、原子力災害合同対策協議会への参加等を行う。

- ② 国及び地方公共団体がO I Lに基づく判断の根拠となる情報を収集することなどを目的として実施する緊急時モニタリングに関し、モニタリング拠点に要員を派遣するとともに、国及び茨城県と共に、放射線のモニタリングを行う。
- ③ 地方自治体災害対策本部等における業務に関し、地方自治体災害対策本部等に要員を派遣するとともに、事故に係る情報提供、技術的事項等の支援を行う。

また、被告を含む原子力事業者12社において「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」を締結しており、原子力災害が発生した際には、他の原子力事業者から必要な協力が得られることとなっている。具体的には、緊急時モニタリング等に係る資機材として、GM管サーベイメータ等の配布を受ける、緊急時モニタリング等を行う協力要員300人の派遣を受けることなどが予定されている。

このように、被告において、地方公共団体の地域防災計画（原子力災害対策編）と整合の取れた原子力事業者防災業務計画を作成するなどし、原子力災害対策の検討を行っているので、原告の主張には理由がない。

なお、原子力事業者防災業務計画については、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者は、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならず、修正に当たっては、あらかじめ、関係する地方公共団体と協議しなければならないとされており（原子力災害対策特別措置法7条1項、2項），被告においても、毎年、原子力災害対策の充実に資するよう、茨城県等と協議を行って、原子力事業者防災業務計画の見直しに取り組んでいる。

以上